

レベニューキャップの議論

(参考) 事前準備時のスケジュール (続き)

資源エネルギー庁 令和3年5月19日
第11回持続可能な電力システム構築小委員会 資料3

第6回持続可能な電力システム構築小委
(2020.9.9) 資料1より抜粋

- レベニューキャップ制度は、事業者の収入上限を承認する仕組みであることから、一般送配電事業者は、その収入上限の範囲内で託送料金を設定することが可能。
- 他方、事業者が申請する託送料金が明らかでない中で収入上限の審査を行うことは、託送料金の予見性や透明性の確保の観点から十分とは言えない。このため、収入上限の承認申請と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可申請を進めることとしてはどうか。
- なお、1 F の廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、東電PGの経営合理化努力による利益を1 F 廃炉に充てられる託送収支上の制度措置が行われてきた。レベニューキャップ制度導入後も、令和元年12月の閣議決定を踏まえた対応が必要ではないか。
- 具体的には、事故後の送配電事業の経営合理化によって1 F 廃炉に充てる額については、引き続き、レベニューキャップ制度の中でも確保できる仕組みとすることとしてはどうか。

福島第一原発の廃炉に充てるための過年度の経営合理化額に関する論点整理

- これまでの託送料金制度において、**東電PGの経営合理化による利益を1Fの廃炉費用に充てる仕組み**について、**レベニューキャップ制度への移行後も確保できる仕組み**が必要である点は、当委員会（第6回）で議論したとおり。
- その上で、以下のような形で算入及び運用方法を整理することとし、より詳細な運用方法は電力・ガス取引監視等委員会において検討を行うこととしてはどうか。

期初における収入上限の算定時の織り込み方

- これまでに東電PGが特別に実施してきた合理化で捻出してきた額を引き続き廃炉に活用可能とする観点から、まずは過去の廃炉等負担金の実績値を踏まえたうえで、収入上限に算入することを可能とする。

制度開始後における運用の考え方

- 東電PGは、収入上限に算入された額を毎年、捻出することを基本とする。
- ただし、コスト効率化によって計画以上の利益を発生した場合には廃炉等負担金の増額を可能とするが、系統利用者への還元を支障のない範囲で対応することとする。
- なお、外生的要因により他の費用が増加した場合は、他の事業者と同様の判断基準の下に取り扱い、廃炉等負担金を圧縮するようなことはしない。

レベニューキャップ制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

【全体】

- 論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方**
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)
- 論点②：各論検討に向けた基本的考え方 (規制期間の設定、アウトプットの設定など)**

【各論】

	事前準備時	第一次規制期間	第二次規制期間…
国	<p>論点③：レベニューキャップの審査方法 (指針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本全体の電力システムの費用対便益を基本としたアウトプットの詳細設計 ・必要な投資確保の考え方 (広域系統整備計画、設備更新計画 (アセットマネジメント) 等との関係を含む。) ・効率化促進の考え方 ・レベニューキャップ審査要領 等 <p>論点④：託送料金の算定・審査方法 (算定規則・審査要領)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップに応じた託送料金算定方法、審査要領 等 	<p>論点⑤：レベニューキャップの変更 (変分承認) の考え方</p> <p>論点⑥：託送料金の変更の考え方</p> <p>論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方</p>	<p>論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期の必要投資の成果の確認や効率化努力の利用者還元及び事業者インセンティブ確保
事業者	<p>論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップ及び託送料金申請時に提出すべきデータ、計画内容等 (次期規制期間に向けた前期の成果に係るデータ等を含む。) ・監視及びモニタリングに必要なデータ 		

各論点の詳細及び留意事項 (1 / 2)

論点	詳細及び留意事項
論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方	レベニューキャップ制度を円滑に開始するため、制度の開始時期や、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュール、承認・認可の透明性を高める観点から <u>消費者庁の関与等</u> について整理する必要がある。
論点②：各論検討に向けた基本的考え方	「必要な投資確保の仕組み」と「コスト効率化を促す仕組み」を両立した託送料金制度改革を 実行する上で、レベニューキャップ制度の詳細設計の骨格（ <u>アウトプットの設定</u> 、 <u>規制期間の設定</u> など）について検討することが必要。
論点③：レベニューキャップの審査方法（指針）	レベニューキャップの審査のための、 <u>指針</u> （審査要領含む）（告示）や <u>算定規則</u> （省令）を定める必要がある。これらは、託送料金制度改革の目的である、「日本全体の電力システムのより大きな便益につなげることを目的に、必要となる費用に照らして評価することを基本コンセプト」とし、これらの目的の達成等に資するものであるか留意して検討することが必要。
論点④：託送料金の算定・審査方法（算定規則・審査要領）	<u>託送料金の算定・審査方法</u> （算定規則（省令）や審査要領（訓令））について、レベニューキャップを前提とした算定・審査方法に改めることが必要。
論点⑤：レベニューキャップの変更（変分承認）の考え方	レベニューキャップの規制期間中における <u>変更対象となる費用等</u> について、本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、引き続き詳細検討が必要。 「大規模な災害復旧や再生可能エネルギー電源の新規接続急増のための系統増強、 <u>税制等の制度変更対応</u> 、 <u>調達すべき調整力の量・価格の増減</u> 、 <u>想定需要と実績需要との大幅な乖離調整等</u> が考えられる（略）。また、当該設定期間内の収入上限に反映するか、次の設定期間の収入上限に反映するか、という点についても、収入上限の設定期間の長さ、費用の増減額の規模などを考慮することとし、詳細検討を進めるべきである。」
論点⑥：託送料金の変更の考え方	レベニューキャップの変分承認に伴い託送料金を変更する場合等に、託送料金の変更が考えられるところ、その際の反映の考え方や、申請フロー等についての整理が必要。

各論点の詳細及び留意事項 (2 / 2)

論点	詳細及び留意事項
論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方	<p>現行の託送料金制度下においては、<u>超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額（託送原価と実績原価の乖離の状況）、効率化の実施状況を確認している。</u>レベニューキャップ制度では、事業者の効率化努力により利益が生じた場合、「<u>欧州の例に倣い、収入上限の範囲内で、一般送配電事業者が一定の利益を確保することを可能とする仕組み</u>」として<u>いることから、このような点を踏まえ、期中の監視及びモニタリングの在り方を見直すべきではないか。</u></p>
論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法	<p>第一次規制期間において設定したアウトプットの評価や、設備増強計画や設備更新計画等を確実に実施する観点から、<u>第一次規制期間から次期規制期間に繰り越された計画等の取扱いや、第一次規制期間の最終年度の取扱い（次期規制期間にむけた審査に盛り込むことが困難な内容のレベニューキャップ等への反映）の考え方や、申請フロー等についての整理が必要ではないか。</u></p> <p>また、事業者の効率化分についての利用者還元及び事業者インセンティブ確保（<u>消費者へのプロフィットシェア</u>）の考え方の整理が必要ではないか。</p>
論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容	<p>レベニューキャップの審査に当たっては、<u>設備更新計画と設備増強計画の提出を求めることとしており、本小委の中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、これらの実現に当たって、事業者から、各時点で申請・報告を求める内容の整理が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>送配電設備について長期的視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）及びそれに基づく計画的な設備更新を求めることが必要</u>」 ・「<u>設備増強計画や設備更新計画等に必要投資を盛り込むとともに、それをコスト効率化と両立させながら確実に実施することが必要</u>」 ・「<u>一層のコスト効率化を促していく審査の仕組みについては、事業者の効率的な取組、海外の事例なども参考に、①事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設営距離(km)、供給面積(km²)等に着目した単位当たりコストを算定し、②需要密度などの事業実態なども考慮しつつ、各事業者の単位当たりコストを比較し、効率化が遅れている事業者の効率化を促すとともに、③将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定を行うことを基本として、一般送配電事業者自らによる効率性向上の取組を促す仕組みを検討していくべき</u>」

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革①)

論点	構築小委で御議論いただいた内容
<p>論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方</p>	<p><詳細制度の検討、申請、承認、認可等のスケジュール(案)> 本日、電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視委」という。)から、目標とインセンティブの設定、事業計画の策定、収入上限の算定方法、料金算定に係るルール、実績収入と収入上限の乖離の取り扱い、利益(損失)の扱い等についての検討状況を報告</p> <p>令和3年6月 本小委員会等の議論を踏まえて取りまとめ 監視委の「料金制度専門会合」及び「料金制度ワーキンググループ」において議論を継続(注1)。 秋頃 監視委での議論取りまとめ、本小委員会への報告 年内 省令案、審査・処分基準案のパブリックコメント実施</p> <p>令和4年春頃 事前申請及び審査(注2) 秋以降 本申請及び審査 冬頃 収入上限の承認、小売規制料金の届出、約款公表</p> <p>令和5年4月1日 新料金開始</p> <p>(注1) 構築小委及び料金制度専門会合では、消費者団体の代表を委員とし、消費者庁をオブザーバーとして、制度設計を実施。 (注2) 託送料金の予見性や透明性の確保の観点から、収入上限の承認事前審査と並行して、規制期間中の毎年分の託送料金の認可事前審査を進める。 (注3) 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することとされた。</p>

(参考) これまでの議論の整理 (託送料金制度改革②)

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
<p>論点②：各論検討に向けた基本的考え方</p>	<p>＜規制期間の設定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制期間は5年とする。 <p>＜アウトプットの設定＞</p> <p>日本全体の電力システムのより大きな便益につなげる観点から、以下の議論を行った上で、詳細は、監視委において検討を行うこととされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成すべきアウトプット項目については、停電回数・停電時間の削減やサービス品質の向上、再エネ等の発電設備の系統連系円滑化等を例示した。 達成すべきアウトプット項目については、目標を設定し、達成した場合にボーナスを付与するなど、インセンティブの働く仕組みとする。 目標達成の確認方法については、以下を例示した。 <ul style="list-style-type: none"> - 監視委が「広域系統整備計画」等の実施について必要なコストが収入上限に算入され確実に実施されていることをレビューすること、 - 電力広域機関が作成する「アセットマネジメントガイドライン」に照らして達成度合いをレビューすること また、仕様統一化やデジタル化など達成すべき水準が明確でない場合は、事業者自身による、より高い目標の設定を促す仕組みも検討が必要とした。 インセンティブの類型については、収入上限の引き上げ（引き下げ）等を例示した。 	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標分野、項目及びその内容の設定 インセンティブの類型及び方法の設定 各目標に対して適用されるインセンティブ類型、その具体的な算定方法等

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点③：レベニューキャップの審査方法(指針)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p> <p>(注1) 災害復旧に要した費用のうち、相互扶助制度の交付金によりカバーされる金額を控除して収入上限を算定することとした。</p> <p>(注2) 今後決定される地域間連系線の増強方針に対しては追加事業報酬を設定しないこととした。</p> <p>(注3) 東電PGの過年度の経営合理化による利益を引き続き1F廃炉に充てる仕組みが必要であるところ、その収入上限への算入方針及び制度開始後の運用方針を整理した。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none">• 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定を行う。• 一般送配電事業者は、事業計画の実施に必要な費用をもとに収入上限を5年毎に算定し、国の承認を受ける。• 事業計画には、目標に加えて、前提計画、設備拡充計画、設備保全計画、効率化計画を盛り込み、各目標項目を達成するために必要な投資内容等を記載する。また、事業計画の内容は、供給計画、マスタープラン、アセットマネジメントガイドライン等との整合性を確保する。• 見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX(新規投資・更新投資) ②OPEX(人件費・委託費等)等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較などによる効率的な単価・費用の算定を実施する。• 統計査定を通じた一般送配電事業者間の横比較によって、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す方法に加え、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、生産性向上見込み率等を用いた効率化係数を設定する。
論点④：託送料金の算定・審査方法(算定規則・審査要領)	<p>詳細は監視委で御議論いただくこととした。</p>	<p>以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none">• 一般送配電事業者は、国の承認を受けた収入上限(5年毎)を超えない範囲で託送料金を設定する。• 期初における託送料金の設定については、<ol style="list-style-type: none">(1) 5年一律の託送料金とすることを、基本とするが、(2) 年度毎の見積費用について合理的な説明があった場合は、年度毎に異なる託送料金を設定することを、個別に認めることもあり得る。

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑤： レベニュー キャップの変 更（変分承 認）の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">• 一般送配電事業者の裁量によらない外生的な費用や、効率化が困難な費用については予め制御不能費用と定義した上で、制御不能費用の変動によって発生した期初に見積もった費用と実績費用の乖離については、原則として翌期に収入上限への反映を行う。ただし、規制期間中の累積変動額が一定水準額を超える場合や、特定の変動要因については期中に収入上限に反映する。• 収入上限の設定時の想定需要と実績需要に差異が発生した場合にも、収入額に乖離が発生するが、その乖離額は翌期の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、収入上限を超えない範囲で期中の料金変更を行うことも認める。
論点⑥： 託送料金の 変更の考え 方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">• 論点⑤に記載の通り、制御不能費用の変動、想定需要の見積りと実績の差等は、翌期の収入上限への反映を原則としつつも、一定の場合は期中の収入上限への反映及び料金変更を認めることとするが、反映についての詳細な考え方、申請フローについて検討されている。
論点⑦： 期中の監視 及びモニタ リングの在り方	詳細は監視委 で御議論いた だくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。（今後議論予定の内容も含む。） <ul style="list-style-type: none">• 期中の監視及びモニタリング（事後評価）の仕組みについて検討されている。

論点	構築小委で御議論いただいた内容	監視委で御議論いただいている内容
論点⑧： 前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜利益(損失)の扱い＞ <ul style="list-style-type: none">一般送配電事業者がコスト効率化に取り組む制度とするために、効率化インセンティブの観点が必要であるところ、実績費用が期初に見積もった金額を下回った場合(上回った場合)、それを一般送配電事業者の利益(損失)として認めるかわりに、期中又は翌期の収入増減に反映する。 ＜次期規制期間の収入上限への反映＞ <ul style="list-style-type: none">アウトプットの評価は、「論点②：各論検討に向けた基本的考え方」における「目標分野、項目及びその内容の設定」とセットで議論を進めている。具体的には、収入上限の上げ下げや、レピュテーションインセンティブの2つの管理方法が検討されている。定期洗替時における前期の利益分(損失分)の取り扱いについて検討されている。翌期に繰り越された計画等の取り扱いや、規制期間最終年度の成果の評価方法について検討されている。
論点⑨： 各時点における事業者の申請・報告内容	詳細は監視委で御議論いただくこととした。	以下の内容等について、御議論いただいているところ。(今後議論予定の内容も含む。) ＜提出すべき資料＞ 下記の申請書類等について検討されている。 <ul style="list-style-type: none">収入上限の設定時の申請書類規制期間中の変分承認の申請書類定期的な報告書類